

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構と  
国立大学法人〇〇大学との間の連携・支援に関する契約書（案）

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「甲」という。）と国立大学法人〇〇大学（以下「乙」という。）は、加速器科学総合育成事業（以下「本事業」という。）に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、甲及び乙が本事業の連携・支援によって、加速器科学の発展に寄与することを目的とする。

（事業名）

第2条 本事業の名称は、「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」とする。

（契約期間）

第3条 本事業の契約期間は、2021年4月1日から2022年3月31日までとする。

（経費の分担及び経理）

第4条 本事業における甲及び乙の経費分担は、加速器科学育成プログラム実施計画書に記載された金額によるものとする。

2 甲の分担する経費については、別に通知する「加速器科学総合育成事業に係る経理実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）」に基づき、乙において処理するものとする。

3 乙は、前項の経費について、マニュアルに基づき甲に対し決算報告を行うものとする。

（進捗状況調査）

第5条 甲は乙に対し、本事業の進捗状況調査を実施する。

2 乙は、第2四半期後に進捗状況調査書を作成し、2021年10月29日までに甲に提出するものとする。

3 進捗状況調査の詳細は、別途指示する。

（実施報告書）

第6条 乙は、実施報告書を作成し、2022年4月29日までに甲に提出するものとする。

(購入物品の取扱い)

第7条 本事業において、甲の分担する経費により取得した物品は甲の所有物であり、当該物品の乙に対する貸与・譲渡等の手続きはマニュアルに基づき行うものとする。

(施設等の利用)

第8条 甲及び乙は、本事業を遂行するために必要と認めるときは、それぞれの施設・設備を無償で利用することができる。ただし、利用に際しては、善良な管理者の注意をもってそれぞれの施設・設備を利用するものとする。

(機器の持込み)

第9条 甲及び乙は、本事業を遂行するために必要と認めるときは、それぞれ所有の機器を甲又は乙の定める手続きを経て相手方の施設に持ち込むことができるものとする。

2 前項の規定に基づく機器の管理責任は、機器の所有者が負う。

(機器の譲渡・貸付)

第10条 甲は、本事業実施のために甲が必要と認めた機器又は、甲において不用となった機器を乙に無償で譲渡又は貸付することができるものとする。

(知的財産権の出願等)

第11条 甲又は乙は、甲又は乙に属する教員等が、本事業の実施に伴い独自に発明等を行い、当該発明等に係る特許出願等を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

2 甲及び乙は、甲又は乙に属する教員等が、本事業の実施に伴い共同して発明等を行った場合の当該発明等に係る特許出願等の取扱いについては、その都度、甲、乙協議するものとする。

(賠償責任)

第12条 本事業の実施に伴い発生した事故等については、相手方の故意又は重大な過失によるものを除き、原則として、甲乙相互に損害賠償請求権を放棄するものとする。

2 本事業の実施に伴い故意又は過失により、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の発生の帰責性に基づき、甲又は乙又は各々の負担とする。

(成果の公表)

第13条 本事業における成果は、原則として公表するものとする。ただし、公表の時期・方法について、必要と認めるときは、甲、乙協議の上、特許権等の取得の妨げにならない範囲において、適切に定めるものとする。

(契約期間満了後の措置)

第14条 契約期間満了後においても、第11条から第13条の規定は、その効力を有するものとし、その終了時期については、甲、乙協議の上、定める。

(契約の解除)

第15条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は本契約を解除することができるものとし、この場合、乙は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。

- 一 乙が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- 二 乙が本契約に違反したとき。
- 三 乙が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日)に挙げられる特定不正行為を行ったとき。
- 四 乙に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日 改定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。

2 乙は、前項により甲が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不可抗力による契約の解除)

第16条 戦争、テロ行為、暴動、天変地変、疫病、その他の不可抗力により、本事業の執行が困難となった場合には、甲又は乙は相手方に通知の上、本契約の全部を解除することができる。

2 前項により損害が発生した場合、甲又は乙は互いにその責任を負わない。

(協議)

第17条 本契約に定める事項を変更し、若しくは本契約に定めていない事項について定めようとするとき又は本契約の解釈に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上処理するものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有するものとする。

2021年 4月 1日

(甲) 茨城県つくば市大穂1-1  
大学共同利用機関法人  
高エネルギー加速器研究機構長  
山 内 正 則

(乙) ○○県○○○市○○○ ○-○  
国立大学法人 ○○大学長  
○ ○ ○ ○